

新・CPD 制度がスタートします！

「CPD（Continuing Professional Development）制度」とは、継続的に能力開発を行っている建築技術者の研修実績を「建築士会」が確認・証明し、社会に明示する制度です。

◆CPD制度の改正概要

日本建築士会連合会では、平成21年1月の改正建築士法により、すべての建築士に対する研修を行うことが義務付けられたことや、行政機関でのCPDの実績の活用が広まっていることから、建築士会の会員以外でもCPD制度に参加でき、かつ、これまで以上に広く一般に受け入れられるよう、制度を大きく改変しました。

これを受けて北海道建築士会では、平成23年1月から、新システムへ移行できるよう準備を進めています。新システムは、次のような概要です。

1 CPDカードによる単位登録

まず、新システムによるCPD制度への参加申請を行い、CPDカードの交付を受けてください。

CPDカードを研修会場でカードリーダーにかざすことで、CPD単位が登録されます。

これまでのようにCPD手帳へのバーコードシールの貼り付けや単位登録のためにCPD手帳を事務局に持ち込む必要がなくなります。

ただし、カードリーダーの備え付けが間に合わない研修会場では、会場で「建築士会CPD単位登録申請書」に各自のCPD登録番号や氏名を記名して提出することで、CPDカードの読み取りに代えることとなります。

※講習会等に参加した際、CPDカードを携帯しなかった場合は、専攻建築士登録証（H21以降発行のもの）やカード型建築士免許証明書でもCPDカードの代用が可能です。

※行政機関等への提出のためCPD実績証明書（1通につき500円）が必要な場合は、北海道建築士会の本部事務局に直接請求して下さい。

2 建築士CPDシステム

CPD制度の改変に伴い、日本建築士会連合会が運営する「建築CPDシステム（<https://jaeic-cpd.jp/>）」の利用が可能となり、これにより、①取得単位数の確認、②認定教材の設問への解答、③メールマガジンによる講習会等の情報の配信などのサービスを受けられます。「建築CPDシステム」の利用の際は、はじめにhttps://jaeic-cpd.jp/user_regist.phpからシステムへの参加登録を行ってください。

3 CPD制度への参加に要する費用

これまで、CPD単位の登録は、毎年2千円の手数料を添えてCPD手帳を提出することにより、データ登録を行うこととなっていました。新システムでは、5年間で5千円の参加料で、CPDカードによるCPD単位の登録が可能です。

※新システムによるCPD制度への申込み及びCPDカードの申込みの受付は、平成22年10月2日の全道大会（留萌大会）から開始します。申し込みは、北海道建築士会の本部事務局に直接申込みして下さい。

※CPDカードの申し込みが平成22年10月21日以降となった場合、平成23年1月1日までにCPDカードをお届けすることができませんのでご了承ください。

4 CPD単位の取得目標

従前のCPD制度では、1年間に50単位の取得目標を定めていましたが、新システムへの移行後は1年間の取得目標が12単位に変わります。

5 実務実績と委員会活動型は対象から除外

これまで、建築に係わる実務に従事した場合、その従事期間に応じ単位を認定していましたが、新システムでは実務実績に係るCPD単位を廃止します。また、活動型研修のうち、各種委員会等に係るCPD単位も廃止します。

※CPD単位は、研修プログラムの形態の分類に該当するものが対象です。(別表第1-1)

※CPD単位は、研修プログラムの実質の開催時間数により認定し、従前のようにプログラムの内容に応じ「開催時間×2」のような重み付けを持たせることはなくなります。

6 認定教材によるCPD単位の取得

機関誌「建築士」の連載講座等の教材によるCPD単位の取得は、「建築CPDシステム (<https://jaeic-cpd.jp/>)」で設問に解答し、正解であれば、CPD単位が自動的に登録されることになります。「建築CPDシステム」の利用の際は、はじめに https://jaeic-cpd.jp/user_regist.php からシステムへの参加登録を行ってください。

7 その他

建築士会のCPD制度で取得したCPD単位は、年間500円の利用料を別途負担することで、建築CPD運営会議が運営する「建築CPD情報提供制度」による建築CPD実績証明の対象となります。

※建築士会の研修プログラムのうち、一部については、CPD実績証明の対象とならないものがありますので、ご注意ください。

※建築CPD運営会議: 学識経験者, 国土交通省, (社)日本建築士会連合会, (社)日本建築士事務所協会連合会, (社)日本建築家協会, (社)建築業協会, (社)日本建築学会, 建築設備士関係団体CPD協議会, (社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センターで構成

※詳しくは、財団法人建築技術教育普及センターにお問い合わせください。<http://www.jaeic.or.jp/kenchikucpd.htm>

◆ 平成22年12月31日までのCPDプログラムのデータの登録

平成22年12月31日までに受講したCPD研修プログラムで取得したCPDバーコードシールは、平成23年12月31日まで、データ登録をすることができます。

CPD手帳にCPDバーコードシールを貼り、実務実績シート及びデータ登録料2,000円を添えて、(社)北海道建築士会本部事務局へCPD単位のデータ登録申請を行ってください。

◆CPD参加登録申込方法

1. CPD参加登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、データ管理費（下欄の枠内を参照）を添えて、（社）北海道建築士会本部事務局へお申し込みください。

郵送又はFAX（011-222-0924）による申し込み（CPD参加登録申込書を送付してください。）も受け付けています。

※ 郵送又はFAXで申し込みされる場合、データ管理費は、郵便局に備え付けの「払い込み取扱票（青野）」を使用し、通信欄に「CPDカード発行費及びデータ管理費」と記載の上、下記の口座に振り込みしてください。

口座番号：02700-5-9279

加入者名：（社）北海道建築士会

2. CPDカードは、出来上がり次第、申込者（自宅）宛に郵送いたします。

※CPDカードの作成には、お申し込みから約2ヵ月かかります。

CPDカードがお手元に届くまでの間は、講習会等の会場で用意されている専用用紙にCPD登録番号と氏名をご記入くださることで、CPD単位が取得できます。

*CPD登録番号は、会員番号の頭に「0100」を加えた番号です。

例：「会員番号 1019999」 ⇒ 「CPD登録番号 01001019999」

◆CPD制度に係る費用等

項目	正会員・準会員	非会員
1. 初期登録費	0円	0円
2. データ管理費（CPDカード発行費を含む。）	5,000円／5年	20,000円／1年
3. 情報提供制度	500円／1年	500円／1年
4. 証明書発行費	500円／1通	1,000円／1通
5. 事後申請データ登録費	0円	1,500円／1申請

◆「建築CPD情報提供制度」の建築CPD実績証明費用

建築CPD情報提供制度を利用するために、建築士会CPD制度の履修データを、建築CPD運営会議への提出を希望する場合は、利用料として500円／年が別途必要になります。利用希望の場合は、CPD参加申込書に記入の上、上記のCPD制度に係る費用等と併せてお支払い下さい。

※詳しくは、財団法人建築技術教育普及センターにお問い合わせください。<http://www.jaieic.or.jp/kenchikucpd.htm>

なお、利用料は1年に付き500円ですので、翌年以降も引き続き利用される場合は、500円／年を該当年の前年12月31日までにお支払ください。

別表第1-1 (研修プログラムの形態分類)

研修プログラムの形態		研修プログラムの内容	単位換算基準 *1
参加型 研修	特別認定研修	建築士法第22条の4第5項に基づき、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るために行う建築技術に関する研修（「すべての建築士のための特別総合研修」その他これに類するものをいう。）	認定時間（別表第3の建築士会CPDプログラム認定方針に定める認定時間による。以下同じ）×1
	法定講習	1 建築士法第10条の2に基づく構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習 2 建築士法第22条の2に基づく建築士定期講習，構造設計一級建築士定期講習又は設備設計一級建築士定期講習 3 建築士法第24条に基づく管理建築士講習 4 前3項に掲げるもののほか，法令に基づき開催する講習会等	認定時間×1
	講習会等	建築士その他の建築に携わる技術者の業務に必要な知識及び技能について理解を深めることを目的として行われる講習会等で，特別認定研修及び法定講習に該当しないもの（セミナー，シンポジウム，講演会等，当該講習会等の形式を問わない。）	認定時間×1
	見学会等	実地における見聞を通じ，建築士その他の建築に携わる技術者の業務に必要な知識及び技能について理解を深めることを目的として行われる見学会等	認定時間×1
	認定教材	建築士その他の建築に携わる技術者の業務に必要な知識及び技能の向上に資するものであるとして，審査評議会において予め認定された教材を用いての学習	内容と頁数により1～5単位 教養書的内容の本は上限3単位
情報 提供型 研修	講師等	特別認定研修，法定講習，講習会等における講演，講義等（ただし，ワークショップのテーブルマスター等，比較的軽易な進行役等に類するものを除く。）	認定時間×1
	社会貢献活動	広く公共の福祉の増進に資するものであって，公益性又は公共性の高い活動で，次に掲げる例に類するもの （例）地方自治体又は建築士会等の公益法人が行う住宅相談又は建築相談，裁判所により選任された鑑定委員又は調停委員の業務，震災時等建築物応急危険度判定業務，まちづくり活動等	認定時間×1